

資料1

第4回太陽光発電事業に関する事業者 指導の在り方検討会議

資料 1

令和2年12月21日

山梨県

1 これまでの意見の整理と 条例の方向性について

(1) 太陽光発電事業に係る条例化の必要性について

これまでの意見の整理と規制の方向性

- ・施設の急拡大により、防災面、環境・景観面などで問題が顕在化。
- ・ガイドラインの指導には限界がある。
- ・更に、認定失効制度の導入により、駆け込み的に着工する事業者の増加が想定され、着工を急ぐあまり、防災対策や地域の合意形成等を軽視することが懸念。
- ・太陽光発電は必要であるが、「設置を規制する区域」と「それ以外」を明確に分けて、メリハリを付けた対策を講じるべき。その上で、設置を規制する区域等は、条例で厳しく規制すべき。
- ・既存の施設も維持管理状況や施工状況を確認できる仕組みを条例で作るべき。

⇒ **太陽光発電事業については、条例を制定し、実効性を担保した上で、設置や維持管理等について事業者指導を行うことが必要。**

(2) 施設の新規設置に関する規制について

① 規制対象とする施設

これまでの意見の整理と規制の方向性

- ・出力50kW以下の施設が近隣に集合して設置される場合があるため、全てを把握する必要がある。
- ・規模要件を設けると、条例の抜け道を作ることになりかねない。
- ・50kW以下の小規模な施設であっても、危険な箇所に設置される場合がある。
- ・規模に関わらず、規制対象となる区域への設置は厳しく規制すべき。
- ・自家消費が目的で建築物に設置する、いわゆる屋根置きについては、対象外とするべき。

⇒ **出力10kW以上の野立て太陽光発電施設を対象。**

※野立ての施設は、管理者が常駐していないため、日々の現地確認ができないことや、建築基準法など他法令の規制を受けないこともあるため、屋根置きとは区別する必要がある。

(2) 施設の新規設置に関する規制について

② 規制対象とする区域

これまでの意見の整理と規制の方向性

- ・設置を規制するエリアとそれ以外のエリアを明確化すべき。
- ・その上で、規制エリアへの設置は、安全性などに明らかに問題がない場合に限り、例外的に許可する仕組みがよい。
- ・森林伐採を伴うものや急傾斜地等は、特に防災上の観点から、災害の発生が懸念されるため、新規設置を原則禁止すべき。
- ・県土面積の約8割を占める森林地域を対象とするなど、幅広く網羅することが必要ではないか。
- ・森林法では一定の基準を満たしたものは、林地の開発ができることになっている。

⇒災害リスクの高いエリアとして、次の区域を指定し、設置する場合は知事の許可制。

※規制区域以外の設置についても、状況を把握し、必要に応じて指導が行えるよう、設置届等の提出を検討。

(2) 施設の新規設置に関する規制について

具体的な区域

(1) 森林の伐採を伴う区域

- **森林法第5条に規定する森林地域**（地域森林計画対象民有林）
※山地災害危険地区は上記区域に含まれる。

(2) 土砂災害等が発生している、もしくは発生する恐れが高い区域

- **砂防指定地**（砂防法）
- **地すべり防止区域**（地すべり等防止法）
- **急傾斜地崩壊危険区域**（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

(3) 土砂災害等により、施設が損壊する恐れが高い区域

- **土砂災害特別警戒区域**（土砂災害防止法）
- **土砂災害警戒区域**（土砂災害特別法）

(2) 施設の新規設置に関する規制について

③ 例外的に許可する場合の基準

これまでの意見の整理と規制の方向性

- ・土砂災害等を発生させないよう、排水対策など防災上の安全対策を行わせるため、法令に規定されている基準（森林法に規定する林地開発許可基準など）を参考にしたらどうか。
- ・事業地周辺の動植物への影響や景観の変化について調査し、必要な対策を求める必要があるのではないか。
- ・環境アセスメント条例など既存法令を参考にしたらどうか。
- ・住民との合意形成に向け、事業者が行う住民とのコミュニケーションについて、客観的な立場から確認する必要があるのではないか。
- ・地域の事情を把握している市町村長に、意見を求める手続きをとってはどうか。

⇒許可基準は

- (1) 防災上の安全対策
- (2) 景観や環境への対策
- (3) 地域住民との合意形成

の3つの観点から、既存法令を参考に定める。

(3) 施設の維持管理に関する規制について

① 規制対象とする施設の規模と区域（維持管理）

これまでの意見の整理と規制の方向性

- ・既存の施設も維持管理状況や施工状況を確認できる仕組みを条例で作るべき。
- ・状況を把握するため、施設のデータベース化と管理するためのシステムが必要ではないか。

⇒対象となる規模は出力10kW以上の野立て太陽光発電施設を対象とし、適切な維持管理について規定を設ける。

(3) 施設の維持管理に関する規制について

② 適切な維持管理等をさせる仕組み

これまでの意見の整理と規制の方向性

- ・適切な維持管理の方法（基準）を示す必要があるのではないか。
- ・既存施設も含め、維持管理計画の作成や定期点検の実施を義務づけるべきではないか。
- ・一定規模以上の施設は維持管理計画書等の提出を義務づけて、内容を確認する必要があるのではないか。
- ・事業終了前に廃棄計画書を提出させ、適正な廃棄ができる計画となっているかを確認し、確実に実行させるべきではないか。

⇒維持管理基準を制定し、基準に基づく施設の維持を徹底させる。

⇒規制区域内については、維持管理計画の作成、定期点検の実施・記録を義務化。

⇒一定規模以上の施設に提出を義務づけ、内容を確認。

※規制区域外の既存施設については、期限を定めて、設置届等の提出を検討。

⇒事業終了後のパネルの適正な廃棄等を確認するため、事業廃止届（廃棄計画）の提出を義務化。

※廃棄費用については、2022年から国による外部積立制度が開始される。

(4) その他

■ 条例の実効性の担保

これまでの意見の整理と規制の方向性

- ・不適切な施設に対して立入調査を行い、措置命令などにより強かに指導すべき。
- ・FIT法では条例違反となった場合は、取り消し要件に該当するとしていることから、条例の担保になる。
- ・改善命令等に従わない者は、事業者名の公表などの措置が必要ではないか。
- ・太陽光発電事業は様々な業種が参入しており、考え方も様々ある。優良事例の紹介など、太陽光発電事業者全体が悪いイメージとならないよう配慮すべき。

⇒これまでの意見や他県条例を参考に以下の措置等を検討。

■ 指導及び助言 ■ 報告徴収及び立入調査

■ 改善命令等 ■ 勧告及び命令

■ 措置（改善）命令を行ってもなお、是正しない事業者に対しては、事業者名の公表、過料等。

※公表などで条例違反が確定した場合は、国にFIT認定の取り消しを求める。